

陳情第170号	受理年月日	令和5年9月21日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	区域区分についての見直し候補地修正案（第2版）に関する地権者の同意についての法的見解について	
要旨	<p>市は、9月15日から29日まで、区域区分の見直しにかかる都市計画原案の縦覧を行って都市計画法に基づく手続きに着手しているところであるが、今年8月10日の建設建築委員会に出された区域区分の見直しにかかる都市計画原案の作成について（報告）には、関係住民及び地権者の同意が得られたことについての記載がされていない。</p> <p>また、関係住民及び地権者の同意なしに都市計画法に基づく手続きに着手しても、法的に問題がないとの記載もされていない。</p> <p>都市計画原案によれば、面積約281ヘクタール、人口約185人、建物約230棟となっているが、地権者の人数と同意地権者数が記載されていない。北九州市情報公開条例に基づいて行った行政文書開示請求によって得た市の文書によれば、見直し候補地修正案（第2版）の総地権者数（官公庁除く。異なる地番で同一地権者有り。）4,604人、地権者数（同一地権者無し）2,221人、同意地権者数19人（約0.85%）である。</p> <p>関係住民の同意状況が不明のまま、また、同意地権者がたったの19人、率にして約0.85%の状況下で、区域区分の見直しに係る都市計画を策定、決定して法令上問題がないのか、極めて疑義がある。</p> <p>また、北九州市情報公開審査会は、北九州市長に対する答申書（令和5年3月2日付第161号）において、「区域区分見直しに係る事案であり、市民の財産権に関わる問題を含んでおり」と付帯意見を述べている。</p> <p>については、都市計画法を主管する国土交通大臣に対して北九州市長名をもって文書照会し、合法との法的見解を得るまで作業を中断されたい。</p>	